

じいじばあばの知恵袋の部屋

日 時：2022年8月29日（月） 16:00 - 17:30

会 場：ZOOM 会議

最大接続数：89名

テ ー マ： 技術専門員制度と部課長制度

[背景]

1990年代から技術職員の待遇改善策として専門行政職俸給表への移行が検討されたが、当時の技術職員（文部技官）には初級（Ⅲ種）試験採用の方も多く、結果的に専門行政職俸給表への適用が見送られた。その代替措置として行政職（一）俸給表のままで技術専門官・技術専門職員制度が訓令によって導入された。

（1997年11月17日付け文部省訓令第33号）

[問題提起]

熊本大学は2年前に全学組織化を行い、見直しを検討中。

技術職員で俸給表6,7,8級の者がおらず、事務組織と比較した場合、待遇が悪いと言える。

また技術部長、技術室長という職を定めてあるが、給与面では部長（7,8級相当）、室長（5,6級相当）と認められておらず1段階から2段階下の待遇になっている。この待遇格差を見直すにあたっては、専門員制度を廃止し、技術職員も部課長制を導入するのが良いのではないかとの意見があった。

[ディスカッション]

- ・ 専門員制度は、国等に定められたものではなく、法人化前に出された、1997年11月17日付け文部省訓令第33号の内容を踏襲しているものである。
- ・ どのような制度にするかは各大学が決定するところであるため、必要に応じて専門員制度を廃止し、部課長制を導入することは可能である。

- ・ 部課長制は部長、課長などの数が決まっているため、ポスト数が定められるが、専門員制度は明確なポスト数の定めは無いため、一見専門員制度の方が待遇が良くなる可能性があるように思われる。しかしながら、実際のところ人件費予算枠の制限上、無制限に専門員を認定できるわけではないため、専門員制度の方が待遇が良くなるとは言い切れない。
- ・ 技術職員の組織化にあたっては、大学独自に職位認定を行う、部課長と専門員の併用を行うなど、各大学によって職位の運用は異なっている。
- ・ 部長、課長、専門員などの役職に何級を当てるかは、各大学の級別標準職務表等に記載され内規によって定められる。そのため大学によって同じ専門員でも4級から6級までの幅が異なる。定めた役職を何級相当とするかは注意が必要。
- ・ 職位と給与表の対応は各大学によって異なるが、概ね5級以上は、マネジメントや組織運営を行う管理職に対して認定される傾向がある。
- ・ 優れた技術を持つものに5級以上を与えるかどうかは、各大学で問題提起と議論が必要である。実際いくつかの大学でそうした制度を導入・検討している。